# 【退 学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、 学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。

## 退学の期日 -

原則として、「退学願」を提出した月の月末

## ■「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
学	懲 戒	学則第37条、大学院学則第34·35条参照			

\*当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、依願退学の手続きができません。 この場合、納入期限を待って除籍となります。

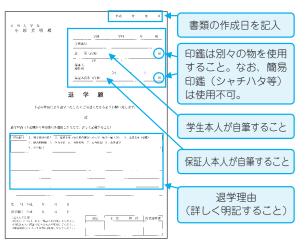
T 玉川大学学則 p. 134 ~ 142

T(# 玉川大学大学院学則 (『大学院要覧』p. 122

## 学費の取り扱い -

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

## ■書き方見本



#### ■退学手続きの流れ



## 【除 籍

で <sup>№ №</sup> 学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります(学則31条、大学院学則31条)。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合